

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令—国民健康保険法施行令 **例規整備**

○国民健康保険法施行令の一部を改正する政令〔例規整備〕

公布年月日番号 平成29年1月18日政令第3号
施行年月日 平成30年4月1日

<概要>

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成29年1月18日に公布され、平成30年4月1日から施行されます。

今回の改正の趣旨は、次のとおりです。

- ① 市町村の国民健康保険の保険料を国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等に充てることとすることに伴い、基礎賦課総額、後期高齢者支援金等賦課総額及び介護納付金賦課総額の算定に係る基準が改正されます。
- ② 基礎賦課総額、後期高齢者支援金等賦課総額及び介護納付金賦課総額に対する標準割合が廃止されます。
- ③ 療養給付費等交付金が都道府県に交付されることとなること等に伴い、退職被保険者等所属市町村の保険料賦課基準の特例について、所要の規定が整備されます。
- ④ その他所要の規定が整備されます。

<例規整備>

今回の改正のうち、市町村例規の規定内容に影響を与える可能性のあるものとしては、上記の①及び②の改正に伴う所要の規定の整備による条項ずれがあります。整備例は、以下のとおりです。

なお、今回の改正により国民健康保険条例の改正の必要も想定されますが、当該条例の改正については、厚生労働省から参考例が出されることが予想されます。条例改正に当たっては、今後の厚生労働省の動向を御注視ください。

該当例規名 **〇〇町国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る条例減免の取扱い要領**

該当条文	改正条文
(減免措置の内容)	(減免措置の内容)

第3条 ○○町国民健康保険税条例（昭和46年○○町条例第20号）附則第2項の規定による旧被扶養者に対する次のような保険税の減免措置の適用は、条例による他の減免の取扱いと同様、申請によるものとする。

(1)・(2) 略

(3) 旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、旧被扶養者の属する世帯に係る世帯別平等割額については、次の割合により、これを減免する。ただし、旧被扶養者が属する世帯が、減額賦課5割若しくは7割軽減該当世帯又は特定世帯（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第2項第9号ロに規定する特定世帯という。）である場合は減免を行わない。

ア 減額賦課非該当世帯 5割

イ 減額賦課2割軽減該当世帯 軽減前の額の3割

(4) 略

第3条 ○○町国民健康保険税条例（昭和46年○○町条例第20号）附則第2項の規定による旧被扶養者に対する次のような保険税の減免措置の適用は、条例による他の減免の取扱いと同様、申請によるものとする。

(1)・(2) 略

(3) 旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、旧被扶養者の属する世帯に係る世帯別平等割額については、次の割合により、これを減免する。ただし、旧被扶養者が属する世帯が、減額賦課5割若しくは7割軽減該当世帯又は特定世帯（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第2項第8号ロに規定する特定世帯という。）である場合は減免を行わない。

ア 減額賦課非該当世帯 5割

イ 減額賦課2割軽減該当世帯 軽減前の額の3割

(4) 略